

聖上智オリーブこども園重要事項説明書

(令和8年度 4月1日現在)

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	学校法人 聖公会学園
事業者の所在地	新潟県上越市春日新田2丁目9番7号
事業者の連絡先	025-543-3804
代表者氏名	理事長 江夏 一彰

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	聖上智オリーブこども園							
所在地	新潟県上越市春日新田2丁目9番7号							
連絡先	TEL 025-543-3804 ホームページ https://seijouchi.jp/							
施設長氏名	諸岡 研史							
開設年月日	平成28年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	6人	8人	11人	25人
	2号・3号	9人	16人	20人	19人	17人	14人	95人
	合計	9人	16人	20人	25人	25人	25人	120人
当園の基本理念・方針	<ul style="list-style-type: none"> ○思いやりの気持ち・感謝の気持ち、素直な心を持つ ○園生活の中で協調性、自主性を養う ○考える力・話す力を持つ子ども ○子どもらしく「生き生き」充実して生活する 							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2193 m ²
	園庭	1237 m ²
園舎	構造	(木造 鉄骨 2階建て)
	延べ	995 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	ふたば組
ほふく室	1 室	みつば組
保育室	4 室	もも組 2歳児クラス さくらんぼ組 3歳児クラス ちゅうりっぷ組 4歳児クラス すみれ組 5歳児クラス
子育て支援室	1 室	すいと・りりい
ホール	1 室	
調理室	1 室	

(5) 職員体制 (令和 8 年 4 月 1 日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
主幹保育教諭	2 人	2 人		
保育教諭	15 人	13 人	2 人	
保健師	1 人	1 人		
事務職員	2 人	2 人		
栄養士	1 人	人		委託
調理員	1 人	人	人	委託
園士	1 人	1 人		
医師、歯科医師、薬剤師	各 1 人		3 人	嘱託

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 9時00分～午後14時30分
延長保育	保育時間	朝：7時30分～8時30分 夕：14時30分～18時30分(1日400円おやつ代含む)
春季休暇	3月25日～4月6日（行事等により変更になるときもあります）	
夏季休暇	7月24日～8月24日（行事等により変更になるときもあります）	
冬季休暇	12月25日～1月6日（行事等により変更になるときもあります）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前9時00分～午後18時30分
	保育短時間	午前9時00分～午後16時30分
延長保育	保育標準時間	朝：7時30分～8時30分 夕：18時30分
	保育短時間	朝：7時30分～9時00分 夕：16時30分～18時30分（30分毎100円）
開所時間	月～金曜日	午前7時30分～午後18時30分
	土曜日	午前8時00分～午後12時00分
土曜日預かり保育	要事前申込	8時00分～12時00分（1回300円おやつ代含む）

【休園日】

土曜日・日曜日・祝日
次年度準備 3月31日
夏季休園 8月13日～8月16日
年末年始 12月29日～1月4日

(7) 利用料等

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

保育料	無償
給食費	6,500 円
教材費・教育充実費	2,000 円
施設経費（保健衛生費・冷暖房費含む）	3,500 円
スポーツ教室代(3,4,5歳児)	500 円
絵本代（購入者のみ）	490 円
しらゆり会費（保護者会費）	年間 3,600 円（4月一括支払い）
口座振替手数料	55 円

【2号認定子ども（保育認定）】

保育料	無償
給食費（おやつ代含む）	8,500 円
教材費・教育充実費	2,000 円
施設経費（保健衛生費・冷暖房費含む）	3,500 円
スポーツ教室代(3,4,5歳児)	500 円
絵本代（購入者のみ）	490 円
しらゆり会費（保護者会費）	年間 3,600 円（4月一括支払い）
口座振替手数料	55 円
土曜日預かり保育	1回 300 円（おやつ代含む）

【3号認定子ども（保育認定）】

保育料	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）
給食費	保育料に含む
教材費・教育充実費	1,500 円
施設経費（保健衛生費・冷暖房費含む）	3,500 円
絵本代（購入者のみ）	490 円
おむつ・おしり拭き代（希望者のみ）	2,520 円
しらゆり会費（保護者会費）	年間 3,600 円（4月一括支払い）
口座振替手数料	55 円
土曜日預かり保育	1回 300 円（おやつ代含む）

【その他】

バス会費 ※片道契約（半額）もあります。	年会費	2,000 円
	3km 未満往復月額	3,000 円
	3km 以上往復月額	4,000 円

（8）支払方法

毎月 25 日（土日の場合は翌営業日）に上越信用金庫様口座から振替。

※資金不足等の為振替が出来なかった場合、翌月 5 日に再度振り替えます。

その際に振替手数料 55 円を追加請求致します。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

また、基本教育理念に基づき、次のような基本方針を持って保育に当たります。

1. 子どもたちのために子どもと共に創る保育を心がけています。
2. 子どもたちにとって、豊かな環境づくりに努め、遊びこむ体験を大切にします。
3. 生命に対する感性を大切にします。
4. 子ども一人ひとりの発達と個性を大切にし、遊びや生活の場で主体的に自発的にかかわることができるように援助します。
5. 環境を守り、平和をつくり出す人間形成を目指します。

(10) 給食について

給食において特定原材料（アレルゲン）を使用しない「全員同一献立」を基本としております。その最大の理由は、子どもたち全員が「同じものを、同じ場所で、安心して食べる」という経験を大切にしたいと考えているからです。

「これ、おいしいね！」「おかわりあるかな？」といった、食事を通じたコミュニケーションは、子どもたちの心の育ちにおいて欠かせないものです。誰一人として「自分だけ違うもの」「これは食べてはいけないもの」という壁を感じることなく、全員が同じ給食を食べることで、一体感や食への喜びがより深く育まれると考えております。

もちろん、アレルゲンを除去しても栄養バランスや美味しさが損なわれることはありません。旬の食材を活かし、誰もが笑顔になれる給食をこれからも提供してまいります。

(11) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式 イースター
5月	親子遠足 歯科検診 内科検診 全園児参観 サッカー教室
6月	運動会 ほしのふるさと館見学
7月	水泳教室参観 年長お楽しみ会 幼児防犯教室
8月	ぶどう狩り
9月	水泳教室 縁日ごっこ 親子交通安全教室
10月	全園児保育参観 3歳以上児クラス地域学習 おいもパーティ 親子虫歯教室 しゃかしゃかおにぎり 消防署見学
11月	収穫感謝祭 歯科検診 内科検診 幼児交通安全教室
12月	クリスマス発表会 クリスマスパーティ お餅つき
1月	お相撲大会 全園児参観
2月	豆まき もうすぐ一年生撮影
3月	スポーツ教室参観 お別れ会 卒園式

(12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理者が定めた選考方法による <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） 保護者から退園の申出があったとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 登園は9時までにはお願いします。当日に欠席、遅刻、早退がある場合は9時までには必ずコドモンまたは電話でご連絡ください。また、園バスご利用の方は7時45分までにご連絡ください。

	<p>・登園後、発熱や嘔吐があった場合電話連絡致します。お迎えをお願いする場合があります。</p> <p>・登園許可証の取り扱い…感染症と診断されたら医療機関から登園許可証をいただいてから登園をお願い致します。</p> <p>・与薬の取り扱い…主治医に保育時間中の投薬が必要と言われた場合のみ</p> <p>『投薬連絡票』をご提出ください。</p> <p>※登園許可証、投薬連絡票、療養解除届は、園 HP (https://seijouchi.jp/) からダウンロード出来ます。</p> <p>・『園のしおり』は、園と保護者の皆様をつなぐ大切なガイドブックです。集団生活におけるルールや安全管理上の決まりについて記載しております。内容を十分にご理解いただいた上で、適切な園生活が送れるよう、遵守へのご協力をお願いいたします。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1 3) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	佐藤医院
医院長名	佐藤 眞
所在地	新潟県上越市春日新田 2 丁目 8 番 1 0 号
電話番号	025-544-887

(1 4) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	藤戸歯科
医院長名	藤戸信之
所在地	上越市春日新田 1 丁目 1 9 - 4
電話番号	025-544-6161

(15) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	上越消防署
所在地	新潟県上越市藤野新田 3 3
電話番号	025-545-0119

【管轄する警察署】

警察署名	上越警察署
所在地	新潟県上越市藤野新田 1 1 7 2
電話番号	025-521-0110

(16) 非常災害対策

防火管理者	諸岡 研史
消防計画届出年月日	令和 6 年 4 月 24 日
避難訓練	災害避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。 年 4 回それぞれ火災、防犯、地震に力を入れた訓練を実施。 幼児防犯教室や職員向けの初期消火訓練、通報訓練、AED 訓練、不審者対応訓練を行っております。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、非常警報設備、防火扉、消火水槽、防火シャッターを備えています。
避難場所	災害に応じて 2 経路（春日新田小学校、カルチャーセンター）設置しています。災害に応じ、また市の指示により一方に決定します。 大雨・津波避難は園舎 2 階
緊急時の連絡手段	コドモンにてお知らせ致します。

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	渡邊 麻未	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	諸岡 研史	園長
第三者委員	今井 量	

【要望・苦情等への対応方法】

<p>要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。</p> <p>要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。</p>

(18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	全日本私立幼稚園連合会 JK 保険 加入園賠償責任保険
保険金額	対人賠償 1名 1億円 1事故 4億円 対物保障 1事故 1,000万 人格権侵害保障 1名 50万 1事故 1,000万（免責金額無）
保険の種類	全日本私立幼稚園連合会 JK 保険 園児団体障害保険
保険金額	死亡・後遺障害 100万円 入院保険金 日額 570円 通院保健 日額 300円
保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険内容	学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行う

(19) 個人情報の取り扱い

<p>特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。</p>

(20) その他

<p>給食時に差し掛かる時間や午後の保育のみのご利用はご遠慮いただいております。</p>

(20) カスタマーハラスメント防止に関する基本方針とお願い

当園は、児童福祉法に基づき、お子様にとって最善の利益を考慮した保育を提供しております。質の高い保育を継続的に提供するため、厚生労働省の指針に基づき、以下の通りカスタマーハラスメント防止に向けた取り組みを実施いたします。

1. 目的

職員が心身ともに健康な状態で保育に専念できる環境を確保し、お子様への適切な教育・保育サービスを維持することを目的とします。

2. 対象となる行為の例

以下のような、社会通念上相当な範囲を超える言動は、園としてお断りさせていただきます。

- 怒鳴る、机を叩くなどの威圧的な態度
- 特定の職員に対する執拗な非難や、人格を否定するような発言
- 事実に基づかない SNS への投稿や、プライバシーを侵害する行為
- 長時間にわたる拘束や、不当な要求の繰り返し

3. 園の対応

これらの行為が認められた場合、まずは冷静な話し合いを求めますが、改善が見られない、あるいは悪質であると判断した場合は、園として組織的な対応（面談の中止、警察・弁護士への相談等）を取らせていただく場合がございます。保護者の皆様におかれましては、当園の教育方針をご理解いただき、互いにプロフェッショナルなパートナーとして歩んでいただけますようお願い申し上げます。

(21) 園による退園勧告および除籍措置

当園は、以下の場合において、教育・保育の継続が困難と判断し、退園（除籍）を求めることができるものとします。

1. 保育料等の滞納

- 保育料、給食費、その他の諸経費を2ヶ月以上滞納し、督促にもかかわらずお支払いの意志がないと認められる場合。

2. 園生活の継続が困難な事由

- 保護者または児童が、他の児童や職員に対し、生命・身体・精神に危害を及ぼす恐れがある言動を繰り返し、園の運営に著しい支障をきたす場合。
- 保護者と園との間の信頼関係が著しく損なわれ、適切な教育・保育の提供が不可能と判断される場合。

「信頼関係が著しく損なわれる状態」とは、主に以下の事項を指します。

・職員に対する著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント等)

- 職員に対する暴言、暴力、脅迫、威圧的な言動、または誹謗中傷(SNS等への投稿を含む)を繰り返し行い、正常な園運営を妨げた場合。
- 職員に対し、社会通念上相当な範囲を超える過剰な要求(深夜・早朝の連絡、執拗な拘束、不当な謝罪要求等)を繰り返した場合。

・園の運営秩序を乱す行為

- 園の教育・保育方針を著しく逸脱した要求を行い、是正勧告に従わない場合。
- 他の保護者や児童に対し、不当な攻撃や迷惑行為を行い、園内の平穏を乱した場合。

・虚偽の申告と隠匿

- 入園時や通園中の状況(住所、就労状況、健康状態等)について、意図的に虚偽の報告を行い、園の適正な管理を妨げた場合。

・度重なるルール違反

- 登降園時間、提出書類、持ち物、送迎時のマナー等、園が定める規則について、度重なる指導やお願いにもかかわらず改善が見られない場合。

3. 正当な理由のない長期欠席

- 事前の連絡なく1ヶ月以上登園がなく、連絡が取れない状態が続いた場合。